

「増毛駅舎等貸付制度」のお知らせ

増毛町では「増毛駅舎等の貸付けに係る取扱い要綱」を制定し、増毛駅の有効活用をすすめる事としております。増毛駅の空きスペースを使って、物産販売やイベント開催などに利用できます。

使用できる者

- (1) 販売事業者
- (2) その他（増毛駅でイベント等を予定する個人・団体）

使用申請書

- (1) 使用を希望される場合は、「増毛駅舎等使用申請書」の提出をお願いします。
- (2) 申請内容を確認し使用の可否を決定します。
- (3) 申請状況により希望通り使用できない場合があります。
- (4) 貸付の開始は令和4年7月1日からとなります。

使用料

- (1) 町内居住の者は1日（9時～17時）につき
駅舎内1区画 550円、駅舎周辺1区画 440円
- (2) 町外居住の者は1日（9時～17時）につき
駅舎内1区画 1,100円、駅舎周辺1区画 880円
- (3) 駅舎使用料には駅舎内の電気料を含みます。
- (4) 使用実態により水道料1m³ごとに220円を加算します。
- (5) 公益のために行う催しは使用料を免除する場合があります。

提出先・お問合せ先

増毛町役場 商工観光課

〒077-0292 増毛町弁天町3丁目61番地

電話 0164-53-3332 FAX 0164-53-2348

※不明な点は、申請前にお電話でお問い合わせください。

※FAXでの受付もしております。使用申請書を上記までお送りください。